



消費者トラブルで困った時は…



消費生活センターにご相談を!

問い合わせ くらし安心課(内線262)

消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターは、商品やサービスに関する契約や苦情などの消費者トラブルについて、専門相談員と一緒に考えながら、解決に向けてサポートする機関です。困った時は一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

お気軽にご相談ください

相談日 平日:午前10時~正午、午後1時~4時

※受付:午後3時30分まで。新型コロナ感染拡大防止のため、原則電話相談

電話 048-433-5724(直通)

内容 消費生活相談/多重債務相談/家計相談/消費生活出前講座

※詳しくはお問い合わせください

コラム その「定額制サービス」 本当にお得?

最近、ネット上での音楽、動画、書籍などの配信サービスをはじめとした「サブスクリプション」と呼ばれる定額制サービスが増えています。多くはサービスの内容を無料で試し、気に入れば継続するというもので、次のような相談が多数寄せられています。

こんな相談が寄せられています

- 勝手に自動更新されて、料金の請求があった
- 解約方法が分からない
- 運営側と連絡が取れず、支払いを止められない

など

家族でチェック! ~トラブルに遭わないために~

解約をしない限り、利用の有無にかかわらず定額料金は発生します。本当に必要かよく検討し、以下の点に注意しましょう。

- ✓契約前…契約の条件、解約の申し出時期・方法(電話、電子メール、ウェブ上など)を確認
- ✓無料期間の終了日…無料期間終了前に解約しないと自動で定額サービスに移行することが多いため、解約できる期間を確認
- ✓連絡先の確認…契約内容や解約方法などを事業者に確認するため、契約前に事業者の連絡先(電話番号、電子メールアドレスなど)を確認

困った時は、早めに消費生活センターへご相談ください

知っていますか?

「クーリングオフ制度」

訪問販売や電話勧誘、訪問購入など一定の取引については、契約書面をもらってから8日以内であれば、理由を問わず契約解除ができます。トラブルを防ぐため、はがきなどの書面で知らせましょう。書き方が分からない場合も、消費生活センターにご相談ください。



11月は児童虐待防止 推進月間です



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

子育てのお悩みは こども家庭相談センターがお聞きします

子育て中は、たくさんの幸せを感じる一方で、さまざまな悩みを持つことがあるかもしれません。そんな時、こども家庭相談センターと一緒に解決策を考えます。どんなことでも気軽に相談してください。

※乳幼児期~18歳(高校3年生の年齢)までの子どもの相談に対応

問い合わせ こども家庭支援室(内線701)

例えば、こんな時…相談を受け付けています



ワンオペ育児で大変



イヤイヤ期の対応が分からない



兄弟ゲンカが激しい



学校に行きたがらない



子どもの反抗期、ゲームやスマホの使いせ方



子ども自身が相談先を探している

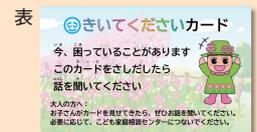
他にも 育てにくさを感じる、子育てがうまくいっていない気がしてつらい など

「きいてくださいカード」を活用してください

小・中学校に通う子どもたちへ、相談先を案内するカードを11月から配布します。

大人の方へ

お子さんがカードを見せてきたら、ぜひお話を聞いてください。必要に応じて、こども家庭相談センターへご連絡ください。



相談先: こども家庭相談センター 433-2222(年末年始・祝日を除く平日午前9時~午後5時)